

高知県養鰻生産者協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県養鰻生産者協議会補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（令和4年3月29日付け3水港第2556号農林水産事務次官依命通知）及び水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱の運用について（令和4年3月29日付け3水港第2575号水産庁長官通知）に基づいて、うなぎ養殖業者等が組織する団体（以下「補助事業者」という。）が行ううなぎの資源管理に係る事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助する。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助事業者、補助率及び補助対象経費は、次の表に定めるとおりとする。

補助事業	○内水面水産資源量調査事業 ウナギ稚魚流通の透明化を図ることを目的とした、ウナギ稚魚の採捕や流通に係る実態調査等
補助事業者	うなぎ養殖業者等が組織する団体（代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約を有しているものとする。）
補助率	2分の1以内
補助対象経費	事業実施に要する経費（会議費、旅費、協議会の事務局運営のための賃金、消耗品、その他（レンタカー、通信運搬費、光熱水費、文献購入費等））

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付の申請を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助の条件)

第5条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならぬ。
- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従つてその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産については、減価償却費の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (7) 補助事業の実施に当たつては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、補助金の交付の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく処分に違反し、又は別表に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において知事は、速やかに当該補助事業者に通知するものとし、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(補助事業の重要な変更)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、別記第2号様式による計画変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 補助対象経費の増額
- (3) 補助対象経費の30パーセントを超える減額
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の内容の著しい変更

(実績報告等)

第9条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第3号様式によるもの

とし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第 4 条第 2 項ただし書の規定により、補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第 4 条第 2 項ただし書の規定により、補助金の交付の申請をした場合であって、第 1 項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第 4 号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第 10 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 11 条 補助事業又は補助事業者に関する高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成 27 年 9 月 3 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 5 条第 3 号から第 6 号まで、第 7 条、第 9 条第 3 項及び第 11 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成 30 年 5 月 29 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 10 月 12 日から施行し、令和 4 年 3 月 29 日から適用する。
ただし、改正前の要綱の規定により行うこととされている令和 4 年度予算に係る事業については、なお、従前の例による。

別表（第5条－第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。